

第2回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)により、環境再生保全機構に設置した第2回契約監視委員会を平成22年3月29日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・見直しを行った。

1. 21年度契約事前点検結果

21年度末までに契約を締結した事案のうち、「前回競争性のない随意契約」及び「前回一者応札・一者応募」は該当がなかったため、「新規案件」1件について点検を実施。

この「新規案件」は一者応札であったが、資格要件、公告期間で不適切等の問題もないことから、特段の指摘はないと判断された。

〔意見〕

- ・ 本件に問題はないが、年末年始等が入る場合の日数には配慮を行うこと。

2. 新たな「随意契約等見直し計画」

第1回契約監視委員会での点検結果を踏まえた、新たな「随意契約等見直し計画」の素案について検討を実施。この計画内容は、点検結果を反映したものとして妥当と判断された。

3. 第1回委員会での意見に対する検討結果

- ① 低公害車フェアの業務委託契約について、委託先（実行委員会等）に対して、競争的手続きにより運営業者を選定するよう義務付け、若しくは要請を図る等の措置により対応することを報告し、委員会として了承された。
- ② 説明会を入札の資格要件とする場合の標準的な期間の設定について、説明会開催から入札日までの標準的な期間の設定を報告し、委員会として了承された。